

静岡市建設業者等選定委員会規程

平成15年4月1日

訓令第28号

企業局管理規程第3号

各局及び各区役所

上下水道局

(設置)

第1条 静岡市が発注する建設工事の請負契約並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格の審査、指名競争入札参加者及び随意契約の見積参加者（以下「入札参加者等」という。）の選定等を適正かつ合理的に行うため、静岡市建設業者等選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関すること。ただし、第6条第2項第1号に掲げるものを除く。
- (2) 入札参加者等の選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要があると認めること。

2 前項の規定にかかわらず、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて実施する事業に係るもの及び災害その他の理由により市長が特に必要があると認めるものについては、委員会の審議の対象としない。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には委員会に関する事務を担当する副市長を、委員には財政局長、都市局長及び建設局長の職にある者並びに財政局次長、経済局農政部長、都市局次長、都市局建築部長、建設局次長、建設局道路部長、上下水道局水道部長及び上下水道局下水道部長の職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、財政局長の職にある委員が、その

職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、第3条に規定する委員会の構成員（以下「委員会の構成員」という。）の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員会の構成員の3分の2以上の賛成で、決定しなければならない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。
- 5 委員会において入札参加者等を選定する対象となる建設工事又は委託業務（以下「委員会の審議対象工事等」という。）は、別表第1に掲げるものとする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、委員会の審議対象工事等以外の建設工事又は委託業務であっても、委員会の審議の対象とすることができる。
- 6 委員会の審議対象工事等（前項ただし書の規定により委員会の審議の対象となるものを含む。以下同じ。）の施行担当課長は、自ら委員会に出席し、又は指定する職員を委員会に出席させて、工事概要等の説明を行うものとする。
- 7 会議は、公開しない。

(部会及び課会)

第6条 委員会に別表第2に掲げる部会を、同表の建設局道路部会に同表に定める課会を置く。

- 2 部会の審議事項は、次に掲げるものとする。ただし、災害その他の市長が特に必要があると認める場合に係るものは、部会審議を省略することができる。
 - (1) 建設工事のうち、予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項の規定により特定役務のうち建設工事の調達契約について総務大臣が定めた額以上であるものを除くものに係る一般競争入札の参加資格の確認に関すること。
 - (2) 委員会の審議対象工事等以外の建設工事又は委託業務の入札参加者等の選定に関すること。
 - (3) 委員会の審議対象工事等の入札参加者等の選定案に関すること。
 - (4) 委員会に付議すべき事項のうち、事前審議の必要があると認められるもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、部会長が必要があると認める事項
- 3 部会の会議の運営方法については、前条の規定を準用する。
- 4 部会長は、あらかじめその職務を代理する者を定めるものとする。

- 5 部会の構成員その他部会の運営について必要な事項は、市長又は公営企業管理者が定める。
- 6 部会に属さない工事施行担当課長は、当該課の所管に係る入札参加者等の選定を適当と認める部会に依頼するものとする。
- 7 課会の審議事項は、部会の審議事項のうち予定価格が500万円未満の建設工事又は委託業務について、部会長が定めるものとし、課会の会議は、部会に準じて運営するものとする。
- 8 課会は、課会の会議の終了後、審議内容を速やかに部会長へ報告するものとする。
- 9 前各項の規定にかかわらず、災害その他の理由により市長が特に必要があると認める場合には、部会及び課会の審議の対象としないことができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は財政局財政部契約課において、各部会の庶務は部会長が定めた課において処理する。

(雑則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日から助役が選任されるまでの間における第3条第2項及び第3項並びに第4条第3項の規定の適用については、第3条第2項中「財務部の事務を所管する助役」とあるのは「財務部長」と、「財務部長、経済部長」とあるのは「経済部長」と、同条第3項中「所管する部」とあるのは「所管する部及び財務部」と、第4条第3項中「財務部長の職にある」とあるのは「あらかじめ委員長が指名した」とする。

附 則 (平成15年6月30日／訓令第34号／企管規程第40号／)

この訓令は、平成15年7月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日／訓令第16号／企管規程第10号／)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年7月7日／訓令第23号／企管規程第15号／)

この訓令は、平成16年7月7日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日／訓令第30号／企管規程第20号／)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日／訓令第16号／企管規程第14号／)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月20日／訓令第21号／企管規程第20号／）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月29日／訓令第11号／企管規程第9号／）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月2日／訓令第23号／企管規程第21号／）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月21日／訓令第12号／企管規程第5号／）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日／訓令第10号／企管規程第3号／）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日／訓令第23号／企管規程第11号／）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日／訓令第4号／企管規程第3号／）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日／訓令第29号／企管規程第8号／）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日／訓令第3号／企管規程第8号／）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日／訓令第6号／企管規程第10号／）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日／訓令第7号／企管規程第10号／）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日／訓令第12号／企管規程第6号／）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

区分	1件当たりの予定価格
土木一式工事	1億2,000万円以上
建築一式工事	1億2,000万円以上
電気その他の工事	8,000万円以上
建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託業務	3,000万円以上

別表第2（第6条関係）

部会	課会
環境局部会	
経済局農政部会	
都市局都市計画部会	
都市局建築部会	
建設局土木部会	
建設局道路部会	道路計画課会 道路保全課会 葵南道路整備課会 葵北道路整備課会 駿河道路整備課会 清水道路整備課会
上下水道局水道部会	
上下水道局下水道部会	